

第 5 回会議での協議部分についての条文（案）

（定義）

（●）アンケート

執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意識を把握するために、調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求める調査をいいます。

（市民参加の手続の方法）

第●条 執行機関は、前条第 1 項の規定による市民参加の手続を行うときは、より多くの市民の意見を反映するため、次に掲げる方法のうちから、複数の方法により行うよう努めなければなりません。

（1）審議会等の設置

（2）アンケートの実施

（3）意見交換会等（意見交換会、公聴会、市民討議会をいう。）の開催

（4）パブリックコメント手続の実施

2 市民以外の者が当該事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対して、市民参加の手続を行うよう努めるものとします。

（市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表）

第●条 執行機関は、年度当初に、その年度の市民参加の手続の実施予定を取りまとめ、これを公表するとともに、市民参加の手続を実施するときは、その都度、適切な時期にその実施内容について、公表するものとします。

2 執行機関は、前年度の市民参加の手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するとともに、市民参加の手続を実施したときは、その都度、速やかにその実施結果を公表するものとします。